

「信州の仕事と暮らし」魅力発信事業公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年2月14日

長野県産業労働部労働雇用課長

1 業務の概要

(1) 業務名

「信州の仕事と暮らし」魅力発信事業業務

(2) 業務の目的

深刻な県内産業の人材不足の解消や「社会増減」をプラスに転じさせるため、都市部在住の社会人等をターゲットとし、例年開催している「信州で暮らす・働くフェア」に県内企業も参加し、ブースを出展して出会いの場を設けることで、県内企業への就業を促進する。

(3) 業務内容

「信州で暮らす、働くフェア」に関する以下の項目の業務を行うものとする。

- ・ 広報による参加者募集（チラシ・パンフレット・会場内掲示物・LP制作、SNS広告等）
- ・ 出展事業者募集
- ・ 当日の会場運営
- ・ トークライブ内容提案、講師手配（仕事に関するテーマ）

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

（仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、打合わせの中で変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます。）

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 業務の実施体制、事業計画
- イ イベント広報施策・ランディングページの提案
- ウ 出展事業者募集方法の提案
- エ 当日の会場運営方法・スケジュール等の提案
- オ トークライブの人選・内容等の提案
- カ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所 長野県内、東京都内等

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和6年8月30日まで

(8) 費用の上限額

4,989,000円（消費税額及び地方消費税の額（100分の10）を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条第 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格に係る入札参加資格停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 3 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有していること。
- (8) 長野県庁で行うプレゼンテーション及び打合せ等に参加できる者。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第 1 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第 1 号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570（住所不要） 長野県長野市大字南長野幅下692-2 長野県産業労働部労働雇用課雇用対策係（県庁 5 階） 担 当 掛 川 友 電 話 026-235-7201（直通） メー ル koyotai@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和 6 年 2 月 26 日（月）午後 5 時（必着）
 - ② 提出先 3(4) に同じ。

③ 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに労働雇用課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（7）非該当理由に関する事項

① 参加申込書提出者のうち、応募資格要件に該当しなかった者（以下「非該当者」という）に対しては、非該当理由を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、書面により通知するものとします。

② 上記①の通知を受けた者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県に対して非該当理由について説明を求めることができるものとします。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答するものとします。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

① 非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 公募型プロポーザル説明会の開催

開催しない

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所 3（4）に同じ。

（2）受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（3）受付方法 業務等質問書（様式第2号）を電子メールにより提出するものとします。

（4）回答方法 労働雇用課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、令和6年3月15日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

（1）企画提案書の作成様式

様式第3号による。

（2）企画書の作成様式

様式自由とする。

（3）企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年3月19日(火) (土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。最終日は午後3時まで。)
- ② 提出先 3 (4) に同じ。
- ③ 提出部数 6部
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに労働雇用課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は別表の審査基準表に基づいて選定されます。

(6) 企画提案の選定方法

- ① 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ② 企画書の選定に当たっては、以下の方法にて選定を行います。

構成員により、提案項目ごとにA～Eの5段階により評価します。

A：非常に優れている B：優れている C：標準 D：やや劣る E：劣る

評価点は各審査項目に対する配点に係数1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)を乗じた点数とします。

構成員は、採点結果により参加者の優れた方から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。

各構成員が行った順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定します。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。ただし、各構成員の評価点の合計が出席構成員数に60を乗じた値に満たない者は順位点の如何に関わらず選定しません。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
令和6年3月22日(金) 長野県庁西庁舎108号会議室(時間は各参加者へ個別に連絡します)
- ④ 企画提案の所要時間
プレゼンテーション20分間、構成員による質疑10分間を予定

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により労働雇用課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により労働雇用課長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県産業労働部労働雇用課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① 見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により労働雇用課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3（4）に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(6) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添契約書（案）のとおり

9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を労働雇用課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県産業労働部労働雇用課において閲覧に供します。

11 その他

- (1) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。
- (2) 歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算の執行が不可能となった場合は、契約を締結しないことがあります。
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570(住所不要)	
長野県長野市大字南長野字幅下 692-2	
長野県産業労働部労働雇用課雇用対策係(県庁5階)	
担当	掛川 友
電話	026-235-7201 (直通)
メール	koyotai@pref.nagano.lg.jp

- (5) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (6) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (7) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。